

千葉市社会福祉協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、安心と支え合いのあるまちの実現に向け、地域福祉体制の充実を図るため、本市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人千葉市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)の運営及び市社協が行う事業に対し、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業等(以下「補助事業等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 人件費及び運営管理費
- (2) 地域ぐるみ福祉ネットワーク事業
- (3) 日常生活自立支援事業
- (4) 法人後見事業
- (5) 退職給与引当金不足分の積立

(経費及び補助額)

第3条 補助事業等の経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 市社協が規則第3条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに千葉市社会福祉協議会補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第2条第5号に規定する補助事業等に係る補助金の交付を申請しようとするときは、第3号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 所要額内訳書
- (4) 定款
- (5) 補助事業等の効果を記載した書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、補助事業等の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって、経費配分の変更額が各補助事業等の交付決定額の5分の1に満たないものについては、この限りでない。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市社会福祉協議会補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請)

第7条 市社協が第5条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市社会福祉協議会事業等変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更（中止・廃止）承認の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに千葉市社会福祉協議会事業等変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 市社協が規則第12条の規定による実績報告をしようとするときは、千葉市社会福祉協議会事業等実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第2条第5号に規定される補助事業等に係る実績報告をしようとするときは、第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 収支決算書

(2) 補助事業等の経過及び成果を証する書類

(3) 決算額内訳書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市社会福祉協議会補助金額確定通知書（様式第6号）によるものとする。

(交付の請求)

第10条 市社協が規則第16条第1項の規定による補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市社会福祉協議会補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市社協が規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定による補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市社会福祉協議会補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第11条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市社会福祉協議会補助金交付決定取消通知書（様式第9号）によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市社会福祉協議会補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、千葉市社会福祉協議会補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行し、昭和61年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年1月1日から施行し、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。但し、第2条第7号については、平成29年度分の補助金の適用をもって、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。但し、第2条第7号については、平成29年度分の補助金の適用をもって、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別 表

補助事業等	対 象 経 費	補 助 率
1 人件費及び運営管理費	(1) 市社協の運営に要する役職員に係る人件費 (2) 市社協の運営に要する事務局・区事務所維持管理費、調査研修旅費、非常勤職員賃金、職員被服貸与費、職員健康診断料、振込手数料及び会議開催費 (3) 市社協の経営の基盤強化に要する経費ただし、各号において、委託事業費その他の事業費で支弁する経費は除く	対象経費に充てるべき会費その他の収入額を控除した額の10分の10
2 地域ぐるみ福祉ネットワーク事業	小地域福祉ネットワーク事業、ボランティアセンター活動事業その他地域福祉の推進事業に要する次に掲げる経費 報償費、旅費、研修費、消耗品費、燃料費、器具什器費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料、損害保険料、賃借料、給食材料費、諸会費、食糧費、助成金、負担金、固定資産取得費、保守料	総事業費から会費その他の収入額を控除した額の10分の10
3 日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業に要する次に掲げる経費 人件費、賃金、研修費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、業務委託費、賃借料、損害保険料、食糧費、報償費、旅費、燃料費、会議費、広報費、手数料、保守料、租税公課	総事業費から利用料その他の収入額を控除した額の10分の10
4 法人後見事業	法人後見事業に要する次に掲げる経費 人件費、賃金、研修費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、業務委託費、賃借料、損害保険料、食糧費、報償費、旅費、燃料費、会議費、広報費、手数料、保守料、租税公課	総事業費から後見事務報酬その他の収入額を控除した額の10分の10
5 退職給与引当金不足分の積立	旧社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の平成17年度末における退職給与引当金の不足分	10分の10

千葉県社会福祉協議会補助金交付申請書

(あて先) 千 葉 市 長

住 所
 団 体 名 及 び
 代 表 者 職 氏 名 印

年度千葉県社会福祉協議会補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第 3 条の規定により次のとおり申請します。

補助事業等の目的及び内容	
補 助 事 業 等 名	
交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎	
交 付 を 受 け たい 時 期	年 月 日
補 助 事 業 等 の 完 了 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 所要額内訳書 4 定款 5 補助事業等の効果を記載した書類

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

様

千葉市社会福祉協議会補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった千葉市社会福祉協議会補助金について次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
補助事業等名	
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。2 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。3 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。4 千葉市補助金等交付規則及びこの要綱を遵守すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができる。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができる。

千葉市社会福祉協議会事業等変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千 葉 市 長

住 所
 団 体 名 及 び
 代 表 者 職 氏 名 印

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉市社会福祉協議会事業等を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、承認されますよう千葉市社会福祉協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

補助事業等の内容	変更前	
	変更後	
変更（中止・廃止）の理由		
変更（中止・廃止）予定 年月日	年 月 日	
添 付 書 類	1 経過及び内容を証する書類	

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

様

千葉市社会福祉協議会事業等変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付け申請のあった千葉市社会福祉協議会補助金について次のとおり承認する（しない）こととしたので、千葉市社会福祉協議会補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長

印

補 助 事 業 等 名	
変更前補助金交付決定額	円
変更後補助金交付決定額	円
差 引 補 助 金 額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
変更（中止・廃止）承認 （不承認）理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができる。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができる。

千葉県社会福祉協議会事業等実績報告書

(あて先) 千 葉 市 長

住 所
 団 体 名 及 び
 代 表 者 職 氏 名 印

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉県社会福祉協議会事業等の実績について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により次のとおり報告します。

補助事業等の着手年月日 及び完了年月日	年 月 日 年 月 日
補 助 事 業 等 名	
補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
補助事業等の経費精算額	円
添 付 書 類	1 収支決算書 2 補助事業等の経過及び成果を証する書類 3 決算額内訳書

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉市社会福祉協議会補助金額確定通知書

年度千葉市社会福祉協議会補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第 13 条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額	円
補助事業等名	
補助事業等の経費精算額	円
補助金の戻入額	円
補助金の確定額	円

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができる。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができる。

千葉市社会福祉協議会補助金交付請求書

(あて先) 千 葉 市 長

住 所
 団 体 名 及 び
 代 表 者 職 氏 名 印

年 月 日付け千葉市達 第 号千葉市社会福祉協議会補助
 金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則
 第16条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 金 の 確 定 額	円						
補 助 事 業 等 名							
補 助 金 の 既 交 付 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日交付</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日交付</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	年 月 日交付	円	年 月 日交付	円	計	円
年 月 日交付	円						
年 月 日交付	円						
計	円						
交 付 請 求 額	円						
添 付 書 類	1 千葉市社会福祉協議会補助金額確定通知書 の写し						

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

千葉県社会福祉協議会補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千 葉 市 長

住 所
 団 体 名 及 び
 代 表 者 職 氏 名 印

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉県社会福祉協議会補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉県補助金等交付規則第 16 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により請求します。

補助金の交付決定額	円															
補助事業等名																
補助金の既交付額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">交付</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">交付</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	年	月	日	交付	円	年	月	日	交付	円	計				円
年	月	日	交付	円												
年	月	日	交付	円												
計				円												
今回の交付請求額	円															
添付書類	1 千葉県社会福祉協議会補助金交付決定通知書の写し															

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

様

千葉市社会福祉協議会補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市社会福祉協議会補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助事業等名	
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消の理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができる。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができる。

千葉市社会福祉協議会補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条 第1項 第2項 の規定により次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額		円
補助事業等名		
補助金の既交付額	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	計	円
補助金の交付確定額		円
返還すべき金額		円
返還期限	年 月 日まで	
返還を命ずる理由		
返還方法		

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができる。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができる。